

別表第2（第4条関係）

補助対象経費

項目	経費算入率等	
1 事業所等建物及び建物敷地の購入費	新築・中古物件の購入	100%
	併用住宅の新築・中古物件の購入（事業所部分に限る。）	床面積により按分し算出した率
	土地のみの購入（既存事業所等敷地の購入を除く。）	対象外
2 事業用地の購入費（建物敷地を除く。）、整地費及び外構工事費	専ら事業の用に供するもの	100%
	駐車場用地（事業の用に供するものに限る。）	事業用面積により按分して算出した率
3 事業所等の改修費	事業所の改修	100%
	併用住宅の改修（事業所部分に限る。）	床面積により按分し算出した率
	駐車場・附属家の改修（事業の用に供するものに限る。）	事業用面積により按分して算出した率
4 機械設備・備品等の導入費	専ら事業の用に供するもの	100%
	居住部分と共用のもの	床面積により按分し算出した率
	パソコン及び周辺機器、スマートフォン、タブレット（事業と共用するもの）	20%
5 自動車等の購入費	事業専用車両（明確に分類されるものに限る。）	100%
	普通車、軽自動車等（店名等を印字したもの）	50%
	その他	対象外
6 広告宣伝費	チラシ作成費・折込料（開業日（起業の日が4月1日の場合はその前日）までに配布するものに限る。） ホームページ・インターネット広告等作成費（外注したものに限り。）	100%
7 技術等導入・開発費（ソフトウェア・アプリ等を含む）	事業に関連するものに限る	100%
8 事業に必要な許認可・資格等の取得に係る経費	開業日の前日までに取得したものに限り	100%
9 その他、町長が必要と認めたもの	事業に関連するものに限る	内容により決定する

- 1 各項目に掲げる経費に経費算入率等に乗じて得た額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。
- 2 別表第2に掲げる経費のうち、以下のいずれかに該当するものは対象外とする。
 - (1) 人件費
 - (2) 家賃、土地・自動車・機器等の借上料、電話料、通信費、水道光熱費などの経常経費
 - (3) 原材料費
 - (4) 保証金、敷金、保険料、公租公課（消費税及び地方消費税を除く。）
 - (5) 飲食、遊興、娯楽に要する経費
 - (6) 申請日を提出した年度の3月末日の翌日以降に支払った経費
 - (7) 実績報告書提出日後に支払った経費
 - (8) その他、町長が不適切と判断する経費